



ウラン二三五、プルトニウムおよび二三三のトランスマネアキ
に関する米政府通報について

三一。六。一三
原子力局

A 第一案

一 貸与売却何れの形式にしる本件材料を受け入れるとの方針を樹て、先方へ通報する。
二 必要な条件等は米國アイルランド協定入手後よく検討してあら照会する。

B 第二案

受け入れたいがこれは云わず先ず次の諸項につき説明を求め。
一 ウラン二三五、プルトニウムおよびウラン二三三に関する今回の米國政府通報において、
「USEFUL」なる言葉が使用されているが、これは貸与を意味するか売却を意味す
るか。
二 貸与を意味する場合

a 現在の日米原子力協定中、「二三〇%まで濃縮されたウラン二三五」の貸与を規定する

条項に右のウラン二三五、プルトニウム、およびウラン二三三の貸与量を挿入するだ
けでよいか。

b 貸与料金はどの程度となるか、細目協定が必要か、

○返還はどのような形で行われるか。(ウラン二三五、プルトニウムおよびウラン二三
三の化学処理はどの程度認められるか。)

三 売却を意味する場合

a 日米原子力協定との関係をどうするか。従来の条文はそのままとし、新たにウラン二

三五、プルトニウムおよびウラン二三三に関する売却規定を追加するか。それとも本
協定の貸与条項をすべて売却に改正するか。或いは全別箇の協定を結ぶか。

b 売却料金はそれぞれの程度となるか。別に細目が必要であるか。

○使用済ウラン二三五、プルトニウムおよびウラン二三三の返還は一切必要ないか。そ
れともなんらかの条件がつくか。

d 売却は政府対政府の間でのみなされるか。或は民間機関または個人による直接購入が
認められるか。

c114-012-005

四 a 何時でも入手し得るか。

b ウラン二三五、プルトニウムおよびウラン二三三のトランスマタチについては現物入手は協定の後になるか。前にする方法はないか。

○委員会研究事項

一 購入、賃借何れが有利か。

二 何時必要か。できるだけ早くという事でよいか。

三 三材料のうち何れかを特別に早く入手したい希望のものはないか。

四 先方の譲渡分を幾箇かに分けて貰う必要はないか。

五 量は先方としては最大限ならんもわが方として如何。申出の量より少なくなるともよいか。

